	第65条の８第１項若しくは第２項又は第65条の９（第65条の７第１項の表の第３号ハ）	00554	
	第65条の８第１項若しくは第２項又は第65条の９（第65条の７第１項の表の第４号）	00555	
	第65条の８第１項若しくは第２項又は第65条の９（第65条の７第１項の表の第５号）	00556	
	第65条の８第１項若しくは第２項又は第65条の９（第65条の７第１項の表の第６号）	00369	
	第65条の８第１項若しくは第２項又は第65条の９（第65条の７第１項の表の第７号）	00254	
	第65条の８第１項若しくは第２項若しくは第65条の９（第65条の７第１項の表の第８号）又は平成26年旧措置法第65条の８第１項若しくは第２項若しくは平成26年旧措置法第65条の９（平成26年旧措置法第65条の７第１項の表の第８号）	00255	
	第65条の８第１項若しくは第２項又は第65条の９（第65条の７第１項の表の第９号）	00423	
	第65条の８第１項若しくは第２項又は第65条の９（第65条の７第１項の表の第10号）	00370	
	第65条の８第７項において準用する第65条の７第１項若しくは第65条の８第８項において準用する第65条の７第９項若しくは第65条の９又は平成26年旧措置法第65条の８第７項において準用する平成26年旧措置法第65条の７第１項若しくは平成26年旧措置法第65条の８第８項において準用する平成26年旧措置法第65条の７第９項若しくは平成26年旧措置法第65条の９	00557	法規別表十三（五）「18」の欄の金額（当該金額が同表「24」の欄の金額を超える場合には、同欄の金額）

様式第一の記載要領第四号の表特定の基金に対する負担金等の損金算入の特例の項中「又は平成26年旧措置法第66条の11第１項」を削り、「別表十（七）「27」」を「別表十（六）「27」」に改め、同表社会保険診療報酬の所得の計算の特例の項中「別表十（七）「６」」を「別表十（六）「６」」に改め、同表農業生産法人の肉用牛の売却に係る所得の課税の特例の項中「別表十（七）「22」」を「別表十（六）「22」」に改め、同表特定株式投資信託の収益の分配に係る受取配当等の益金不算入等の特例の項を次のように改める。

特定株式投資信託の収益の分配に係る受取配当等の益金不算入の特例	第67条の６第１項	00278	法規別表八（一）付表「５」又は「９」の欄に「特定株式投信」と記載した銘柄の同表「８」又は「14」の欄の金額の合計額

様式第一の記載要領第四号の表損害保険会社の受取配当等の益金不算入等の特例の項中「第67条の７第１項」を「平成27年旧措置法第67条の７第１項」に、「「19」」を「「20」」に改め、同項の次に次のように加える。

保険会社の受取配当等の益金不算入の特例	第67条の７第１項	00583	法規別表八（一）「15」又は「32」の欄の金額（同項に規定する保険業を行うものが適用を受ける金額に限る。）

様式第一の記載要領第四号の表特定目的会社に係る課税の特例の項中「別表十（八）「13」」を「別表十（七）「13」」に改め、同表投資法人に係る課税の特例の項中「別表十（九）「10」」を「別表十（八）「11」」に改め、同表特定目的信託に係る受託法人の課税の特例の項中「別表十（十）「16」」を「別表十（九）「16」」に改め、同表特定投資信託に係る受託法人の課税の特例の項中「別表十（十）「33」」を「別表十（九）「33」」に改め、同様式の記載要領に次の一号を加える。

５　前号の場合において、法人が、法人税申告書の記載事項及びこれに添付すべき書類の記載事項のうち法規別表一（一）から別表一（三）まで（以下この号において「別表一各表」という。）に定めるものの記載について、別表一各表の書式に代え、地方法人税法施行規則（平成26年財務省令第22号）第９条第２項の規定により国税庁長官が同項に規定する記載欄を付記した別表一各表の書式によったときは、前号の表の適用額の欄に規定する別表一各表の各欄に相当する当該記載欄を付記した別表一各表の各欄の金額を「適用額」の欄に、それぞれ記載すること。

様式第二の表中

連結親法人名	

を

連結親法人名	
法人番号	

に改め、同様式の記載要領第一号中「第２条第12号の７の４」を「第２条第12号の７の２」に改め、同第三号中「法人税法施行規則」の次に「（以下この記載要領において「法規」という。）」を加え、同第四号の表中小企業者等である連結法人の法人税率の特例の項中「法人税法施行規則（以下この表において「法規」という。）」を「法規」に改め、同表試験研究を行った場合の法人税額の特別控除の項を次のように改める。

試験研究を行った場合の法人税額の特別控除	所得税法等の一部を改正する法律（平成27年法律第９号）第８条の規定による改正前の租税特別措置法（以下この表において「平成27年旧措置法」という。）第68条の９第１項	10409	法規別表六の二（三）「14」の欄の金額